

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年12月3日
発信課	財政課
担当者	土岐, 小澤
連絡先	電 話 0166-25-5672
	FAX 0166-23-8217
	E-mail <a href="mailto:zaisei@city.asahikawa.lg.jp">zaisei@city.asahikawa.lg.jp</a>

分 類	その他								
日 程	12月 3日 ~ 月 日								
発表項目 (行事名)	令和3年度予算編成方針の決定について								
概 要  (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>令和2年12月3日付けで令和3年度の予算編成方針を決定し、各部局長に通知しましたので、お知らせいたします。</p> <p style="text-align: center;">1 予算編成作業の日程(予定)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和2年12月 3日</td> <td>予算編成方針を決定し、各部局長に通知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月17日</td> <td>各部局からの予算要求期限</td> </tr> <tr> <td>令和3年 1月中旬</td> <td>市長査定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2月上旬</td> <td>予算案決定</td> </tr> </table>	令和2年12月 3日	予算編成方針を決定し、各部局長に通知	12月17日	各部局からの予算要求期限	令和3年 1月中旬	市長査定	2月上旬	予算案決定
令和2年12月 3日	予算編成方針を決定し、各部局長に通知								
12月17日	各部局からの予算要求期限								
令和3年 1月中旬	市長査定								
2月上旬	予算案決定								
添付資料	<p style="text-align: center;">有 令和3年度予算編成方針</p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>								
報道(取材)に 当たってのお願い									
備 考	市長査定を含む具体的な予算編成のスケジュールにつきましては、改めて報道依頼させていただきます。								

## 令和3年度予算編成方針

政府が7月にまとめた「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、持続可能な地方自治体の実現に向けて、広域連携や見える化を活用した効率化を加速させるとともに、新型コロナウイルス感染症により顕在化した国・地方が連携・協力して解決すべき課題や民間活用の課題等に取り組み、地方自治体が「新たな日常」を牽引していくための改革を進めるとしている。

また、総務省が9月に公表した「令和3年度の地方財政の課題」では、地方団体が新型コロナウイルス感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立や防災・減災等の重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

しかし、令和3年度の地方交付税の概算要求は、その原資となる国税収入の減少により前年度比で2.4%の減、地方交付税の代替である臨時財政対策債は116.5%の増と地方債の増加を前提としているほか、新型コロナウイルス感染症への対応などの緊要な経費の取扱いは、国の予算編成過程で調整することとされている。

本市の財政は、近年の地方交付税制度の見直し等により、主要な一般財源である市税、地方交付税、臨時財政対策債及び地方消費税交付金の総額が、令和元年度決算においてピーク時の平成26年度から22億円減少しており、また、財政調整基金の取崩しが5年連続となったため、令和元年度末の基金残高は、取崩しが始まる直前の平成26年度末から26億円減の38億円となるなど、年々厳しさを増している。

今年度は、更に、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税が当初予算比で11億円、前年度比で13億円の減と見込まれるほか、新型コロナウイルス感染症の影響による施設使用料の大幅な減収などにより、財政調整基金の取崩しは当初予算で計上した7億円を大きく上回る可能性もあり、年度末の基金残高は、旭川市行財政改革推進プログラム2020で設定した令和5年度末で30億円以上の目標達成が困難となるばかりでなく、近い将来、基金の枯渇という事態が現実のものとなるおそれがある。

こうした中、今年度からは、第8次旭川市総合計画の第2期基本計画がスタートしたところであり、引き続き、人口減少や少子高齢化の進行に対応する取組を進めるとともに、特に、本市においても、新型コロナウイルス感染症が市民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼし、これまでに6次に渡る緊急対策を講じてきたが、11月以降、医療機関におけるクラスターの発生等により感染者が急増しており、その先行きは不透明であることから、今後、国の補正予算等

の動向も注視しながら、市民の健康と地域経済を守り抜くための対策を講じていく必要がある。

このため、第8次旭川市総合計画に掲げた施策の推進を財政面から補完し、限りある財源を効果的・効率的に活用する上で、旭川市行財政改革推進プログラム2020で掲げた収入の確保と支出の抑制の取組を全庁一丸となって進め、安定的で持続可能な財政運営を確立する必要があることから、本市の財政が極めて厳しい状況にあることを職員一人一人が改めて認識するとともに、行政改革・業務改善の観点から事業の在り方を根本から見直し、経費の節減や効率化に努めていかなければならない。

令和3年度予算編成においては、第8次旭川市総合計画における重点施策を特に推進するため、別紙の重点事業に対して優先的に予算を配分するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況や市民生活、地域経済の状況を踏まえて感染症対策に取り組むことを重視し、事業構築を進めることとする。

## 重点事業について

第8次旭川市総合計画では、目指す都市像「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」の実現に向けて、「人口減少の抑制」と「魅力的な地域づくり」を効果的かつ集中的に推進するため、まちの未来を担う「こども」、まちの賑わいと活力を生む「しごと」、まちの温もりを支える「地域」に視点を当て、重点的に取り組む3つのテーマを掲げ、このテーマに基づき、基本計画の施策の中から11の重点施策を設定している。

重点事業は、この重点施策に該当する主要事業の中から、第8次旭川市総合計画に掲げる目標の達成に特に寄与するものを必要性・有効性・波及効果の観点から選定することとする。

### 重点テーマ1 こども 生き生き 未来づくり

～新時代を生きる子どもたちが明るく成長できるまちづくり～

人口減少をできる限り抑制するため、結婚、妊娠、出産、子育てなどへの切れ目のない支援を行い、子どもを安心して生み育てることのできる環境の創出のほか、子どもが地域で生き生きと育ち、夢と希望を持って学ぶことができる環境づくりや一人一人の個性や能力を伸ばすことのできる質の高い教育を進めるとともに、本市にふさわしい高等教育機関の設置に向けた検討を進めるなど、まちの未来を担う人づくりを推進する。

- ・基本政策1－施策1 妊娠・出産・子育てに関する支援の充実
- ・基本政策1－施策2 子育て環境の充実
- ・基本政策4－施策1 社会で自立して生きていく力を培う教育の推進
- ・基本政策4－施策2 安全・安心な教育環境の整備

### 重点テーマ2 しごと 生き活き 賑わいづくり

～多くの人が行き交い、安心して働き続けるまちづくり～

まちの賑わいを創出するため、様々な地域の資源や特性を生かし、地場産業の振興など地域経済の活性化を図るほか、労働力の確保に向けて若い世代はもとより、女性やシニア世代など多様な人材が活躍しやすい環境づくりを進める。

また、新たな観光資源の発掘や移住・定住に向けた受入環境の充実を図るとともに、旭川空港をはじめ交通や都市機能の集積といった圏域における本市の拠点性を発揮しながら、多様な交流を促進し、多くの人々を惹き付け、賑わいのある生き活きとしたまちづくりを推進する。

- ・基本政策 5－施策 3 スポーツ・レクリエーションの振興
- ・基本政策 6－施策 1 魅力の活用，発信と競争力の強化
- ・基本政策 6－施策 2 地域産業の持続的発展
- ・基本政策 7－施策 1 まちの活性化と公共交通網の充実
- ・基本政策 7－施策 2 四季を通じた観光の振興
- ・基本政策 7－施策 3 多様な交流と国際化の推進

### 重点テーマ 3 地域 いきいき 温もりづくり

～地域の支え合いのもと暮らしの安心を維持するまちづくり～

人と人とのつながりを強化するため，防犯や防災，子育て，福祉等において，世代を超えた地域の支え合いを支援するなど，他の重点施策をはじめ，各施策間の連携を図りながら，市民や地域主体の活動を活発化するための取組を進める。

また，地域の多様な魅力を生かした個性豊かな地域づくりや様々な課題解決に向けた相談支援のほか，人や情報が集まる活動拠点の機能充実などにより，地域を愛する心の醸成やコミュニティの強化を図り，温もりに満ち，誰もがいきいきと暮らせる地域づくりを推進する。

- ・基本政策 11－施策 2 地域主体のまちづくりの推進